

8) 法動態部門

高 影娥（講師・民法）

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

第1に、韓国と日本の成年後見制度の比較を中心として研究を行った。韓国の成年後見制度は近隣国より遅く導入されていたが、特定後見など、日本の成年後見制度ではみられない特徴がある。これに関して、2014年5月23日の北海道大学成年後見研究会で「韓国の成年後見制度」について、その概観を報告した。また、同年7月11日の北海道大学民事法研究会で、「韓国成年後見制度における特定後見について」を報告した。さらに、同年8月22日に韓国ソウルの韓国外国語大学校で開かれた東アジア法哲学学会では「現代福祉政策と成年後見制度—高齢化社会での法の役割—」に関して報告をした。

第2に、嫡出否認などに関して、韓国と日本の比較研究をした。2014年9月16日離婚と子供に関する研究会で、「韓国法における嫡出否認ほか」に関して報告し、2015年2月20日の北海道大学民事法研究会で、「韓国における親子関係不存在確認訴訟」に関して報告した。

現在は公表のために、これらの報告を取り纏め中である。

その他(教育活動ほか)

教育活動としては、法学部・法学研究科の合併授業である「韓国民法」を担当している。

その他の活動として、東アジアにおける成年後見制度に関する学会などで通訳及び翻訳として参加した。まず、2014年6月22日・23日に札幌で開かれた公益社団法人日本成年後見センター・リーガルサポートの第17回定時総会及び第4回研究大会では、社団法人韓国成年後見支援本部訪問団との通訳として参加した。なお、同年10月4日に小樽商科大学で開かれた亜細亜女性法学国際学術大会に通訳として参加して、その中、亜細亜女性法学第17号(2014年11月)に載せられた「成年後見人の法的権限と義務—ひとりの身寄りのない高齢者の身上監護実務から—」(南方美智子著)については翻訳も担当した。

学会発表

発表課題	学会等名	年月日	発表場所
現代福祉政策と成年後見制度—高齢化社会での法の役割—	東アジア法哲学学会	2014年 8月22日	韓国外国語大学 (韓国)